

平成26年第4回和水町議会臨時会会議録

平成26年10月20日平成26年第4回和水町議会臨時会を議場に招集された。

1. 平成26年10月20日午前10時00分招集

2. 平成26年10月20日午前10時00分開会

3. 平成26年10月20日午後0時15分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生 山 敬 之	2番 森 潤 一 郎	3番 蒲 池 恭 一
4番 豊 後 力	5番 荒 木 政 士	6番 松 村 慶 次
7番 小 山 暁	8番 高 巢 泰 廣	9番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	11番 杉 村 幸 敏	12番 笹 淵 賢 吾
13番 荒 木 拓 馬	14番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	松 尾 憲 成
企 画 課 長	今 村 裕 司	経 済 課 長	坂 本 政 明
学校 教育 課 長	吉 田 収	社会 教育 課 長	有 富 孝 一

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第9号 専決処分の承認について

(平成26年度和水町一般会計補正予算(第5号))

日程第4 議案第49号 平成26年度和水町一般会計補正予算(第6号)

日程第5 議案第50号 財産の無償貸与について(旧緑小学校)

日程第6 議案第51号 財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）

日程第7 閉会中の継続調査について（各常任委員会）

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成26年第4回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において9番庄山忠文君、10番池田龍之介君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 承認第9号 専決処分の承認について（平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号））

○議長（杉本和彰君） 日程第3、承認第9号「専決処分の承認について（平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） おはようございます。

ただいま議題となりました承認第9号、専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法、昭和22年法律第67号第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同上第3項の規定により次のとおり報告し承認を求める。

平成26年10月20日提出、和水町長福原秀治でございます。

専決処分の内容は、平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号）について専決処分したものであります。

専決処分の理由は、和水町立東小学校の井戸水の汚濁が8月下旬に発生をいたしました。

その後約2週間様子を見てまいりましたが、汚濁が止まらないために児童の健康の観点から井戸と排水管の補修を早急に措置する必要があったため必要な経費を専決処分したものでございます。

予算書の表、裏をご覧くださいと思います。

平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,398万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第一表、歳入歳出補正予算による。

第一表歳入歳出予算補正による。

平成26年9月24日専決、和水町長、福原秀治でございます。

1 ページの第一表歳入歳出補正予算について御説明します。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

最下段の繰越金、19款繰越金、1項繰越金を補正前の額5億3,023万1,000円に181万7,000円を追加し、補正後の額を5億3,204万8,000円として歳入の合計を総計を69億4,398万7,000円とするものです。

歳出については5ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費の補正額補正前の額、7,175万9,000円に181万7,000円を追加して補正後の額を7,357万6,000円として歳出の合計総額を69億4,398万7,000円とするものです。

歳出の追加補正額181万7,000円の内訳については、9ページをご覧くださいと思います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費を補正したものでございます。

細目は修繕料で東小学校の飲料水の汚濁が発生したことから、井戸パイプ約130メートルでございしますが、これを地上に引き上げて洗浄を行い給水ポンプの位置を若干、上方に修繕を、変更をして修繕する経費について98万748円、それから配水管の水漏れ箇所の補修に83万5,272円合計の187万1,000円を追加補正したものでございます。

以上、承認第9号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について提案理由の説明を申し上げ御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回専決処分案件としまして、菊水東小、井戸水の濁りを除くための水中ポンプの清掃、補修並びに校舎と体育館と結ぶ配管補修工事が随契によって181万7,000円で

施工されておりますが、参考までにお尋ねしますが、常識的な質問で恐縮ですが、何社から業者見積もりを徴収されたのかお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） この修繕工事に際しましての、見積業者の数でございますけれども、井戸修繕の工事、こちらの関係も3業者でございます。

それから、学校給水の給水管の破損の修繕工事、こちらについても3業者でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回地方自治法179条第1項の規定によりまして、専決処分の提案がなされておりますが、実は先般9月定例会の私の一般質問の中で菊水中央小の補修工事の業者選定についての質問をしましたところ、課長の方から答弁ありましたけれども、3業者に実はこの前の答弁で3業者に集まってもらったという、一部そういった問題発言があったことを再度議事録で確認しておりますけれども、受け止め方次第では誤解を招くような発言となっておりますので、ちょっとその点につきましてはお伺いしますが、今回はどうだったのか、3業者集まってもらったのかどうか確認したいと思います。答弁願います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） どちらも3業者ということでございますけれども、同じく集まっていただいて説明をしてやっております。以上です

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） それは現場説明会でというふうに捉えていいわけですかね。

それからもう1点ですが、入札制度そのものにつきましては、業者選定にあたりましては公平に、公正に取り扱うために行う事は100も承知でございますが、とにかく税金につきましても町工事施工規則26条等の整合性がもたれるためにもですね、誤解を与えることは厳に謹んでいきたいという意味で質問をしておりますけれども、町長にお尋ねしますが入札に対する町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） あくまでも公平性を保つということでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 予算の専決処分の説明、それと先日の全協での説明、聞いておりますと181万7,000円工事費修繕費がかかっておりますけれども、これは応急的な処理の修繕ではな

いかと思われます。

それであえて質問いたしますけれども保護者の方々がですね、今、三加和の方は統合いたしました、小学校。

菊水地区の方では、まだ小学校が統合が済んでおりません。

将来的には場所、それと改修なのか新築なのかはまだ議会の方でも通っておりませんので、どうなるかわかりませんが、保護者の方々もそうだし、議会議員全員一致としてですね、小学校の統合は賛同するところであります。

それで、よければ一日も早く複式学級の解消ということを考えますと、これは偶発的な事故の修繕でありますけれども、できますならば、東小学校それと地理的に西小学校かな、その2校をですね先行して統合するという検討がなされますか。

では、なぜ言うかといいますと教職員の異動の時期がですね、もうそろそろ入る頃と思います。それですね、そういうことを検討されるならば、県の方ともですね、協議の期間が必要だと思いますのであえて質問いたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 西小、東小、2校を先行統合と、ま、南小学校、それから中央小学校の先行統合というのも含めましていわゆるパターンが多すぎましたけれども、パターンの中に1つの選択肢として入れてございます。

それらにつきましても、検討の範囲ではございますので、これは議員の皆さんとも御一緒です。御一緒にやらなくてはいけませんけれども、確かに統合、これを早くしたいということはもちろんでございますけれども、これは得手勝手な言い分かも知れませんが、小学生の何度も、何度もと言いますか、二度にわたる移動をしなくちゃいかん、二度にわたる費用も発生する、このへんも念頭に入れなくてはいけませんので、このへんについてはこれからの検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、中央小学校と南小学校は、ある教科と言いますか団体でした方がいいだろうと思われるのはですね、南小学校の方から中央小学校の方に行ってしてるわけですよ、そういうことを考えますとやはり児童の安心安全という面から考えますと、この応急的処置の修繕では、いつ何時またこういう事態を引き起こすかも知れないわけですよ、子どもにもですよ、最初ゆっくり出しなさいと、そりゃ指導されるかも知れませんが、勢い余ってますよ、ボンと出したらまたそれが原因で汚濁水がでる可能性もあるわけでしょ、説明を受けますとですね。だからそういうのをやはり安心安全の面からも、自分は東小学校と西小学校を先行、2校統合した方がいいんじゃないかと考えております。

それをすることによって、保護者の方々の複式学級の解消にも一歩前進するんじゃないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 申し上げましたようにその部分は、皆さんと御協議しながら検討をさせていただきたいと、そういうことでございます。

ただし、この分につきましてはこれはこの論議は抜きにして、やらせていただきたいと、それでないと今困ってるんですから、やらせていただきました。

これについては、是非とも皆さん御理解をいただいて御承認を頂戴したいとそういうふうに思います。

池田議員の質問の趣旨というものは十分に理解できます。

私もそういう気持ちは、十分にございます。

皆さん個々にもあると思います。しかしながら申し上げましたようにこの部分については全員とは申しませんけれども、保護者の中には2回も3回も環境を変えてよかつかいとそういう御意見もございます。

また、逆に池田議員がおっしゃるように、はよう西小、東小、南小、中央小ということで統合を先に進めたらどうかと意見ももちろんございます。が、このへんは、何度も申し上げますように議員の皆様方との検討と言いますか、討議の課題とさせていただきたいと、そういうふうに思います。

ちょうど今基本計画の策定の・・・についたところでございます。

ですから、そういうのもパターンの中に入れております。

それから、教職員の分ということ、異動と配置という部分がございますけれども、いずれにしてもこのへんのところは27年度、27年4月にはもう間に合うものでもございませんで、ターゲットはあくまでも、どういう方法を取るにしても先行統合ということであれば、28年の4月ということでございまして、そのへんは県の教育委員会、あるいは玉名事務所等々ともですね、もう既にお話は1、2度はしておりますけれども、手遅れにならないというようなことを旨として進めてまいりたいとそういうふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この、専決処分ですね、異議を唱えているわけではないんですよ。いや、それは結局、汚濁水を児童に飲ませるということはですね、やはり安心面から絶対してはならないと、それは私も十二分承知をしております。

それは、置いといて、あえて質問をしたわけです。

町長が、策定を設計、業務委託を先日の入札でされたところでありますけれども、だからそれも含めたところで、あえて質問をしてるわけです。

それと、教職員の異動、間に合わないと言われましたけれども、まだ入っていない段階であろうと思います。

入るのは11月下旬から12月ぐらいにかけて入るんじゃないかと思うんですよ、だから、県の方

とですね、協議する時間はまだ少しは余裕があるのかなと自分なりに考えたところであえて質問をさせていただいたわけです。

そのところも、考慮の上再度、慎重なる御検討をお願いしておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。御質問の主旨は私もですね、申し上げながら重々理解はいたしております。

逆にありがとうございます。

申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今、10番議員の質問の中で、子どもたちが蛇口をじゃっとひねったら、もしかしたら汚濁がでるということで認識させてますけれども、ちゃんと説明が不十分じゃないのかなと思って、子どもたちが蛇口をひねって、そういう汚濁が流れて、そういうことを飲む恐れがないように今度専決処分ですとるわけだけんですよ、実際、本来は水中ポンプを常に動かしとって確保しとってということでしょ、そこはちゃんと説明しとかんと議事録に残りませんで。お願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの件でございますけれども井戸の深さが130メートルでございます。

それで、それまで77メートル付近にある水中ポンプでしたけれども、井戸の洗浄を行いまして洗浄後きれいな水が出ましたけれども、一度水中ポンプが止まって再び始動するときにまた振動で管内から微量の汚れ水が入って出てしまうということで、その水中ポンプの位置を77メートルから57メートルその位置まで引き上げております。

この57メートルと言いますのは、渇水期でも十分水が足りるというようなところの想定内でのところでそこまで引き上げております。

それで、スイッチを入れるとその振動によって砂等が微量に入ってしまうことがあるということとでありますので、その水中ポンプの位置を上げて、そして常時くみ上げ量を絞って、スイッチを入れておくといったような形で対応をしていきたいというところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 私が質問しよつとは、子どもたちが蛇口をひねってばっとひねったら、泥水がでるとですかでらんとですかですたい。違います。そこを僕は言いよつとですよ。

そこを言ってください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 要領を得ませんで申し訳ありません。結論から言えば、蛇口をばっとひねっても砂水と言いますか、汚濁水が上がらないようにという対処を業者共々いたしております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今度の専決処分は、一番大事なのは泥水を飲ませんために専決処分したわけですよ。

こうやって質問があった時に間違えて認識されとつ時は、ぴしゃっと答えんならですよ、そのまま議事録に残るわけですよ。

思いません、総務課長そこらへんは徹底してですよ、幹部会でもそういう時にはこういうことですよって説明が悪かったかもしれんばってん、ちゃんとしとかんならですよ、町民の皆さん方は、聞かれた方はですよ、こりゃ子どもたちは蛇口をばっとひねったら泥水ばまた飲まさるってばいと思うですよ、そこんところで答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 説明不足、大変失礼いたしました。

洗浄井戸パイプ、これぐらいのパイプですけれども130メートル上げて洗浄いたしました。

それから、ポンプを、上げて汚濁水が出ないように措置をしたと。

1 트가ポンプを上げた、もう 1 트가常時水を流して児童が急に先ほどありましたように急に開けても汚濁水が出ないような措置を講じておりますので、健康には影響はしないものというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 今回、飲料水としては汚濁は止まったとお聞きしましたが、プールの水は来年度大丈夫かどうか、そのへんのお話をお聞かせいただければと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 今回の修繕工事でポンプの位置が上がりましたがけれども、当然その来年度の水泳時、水を余分に使うときにおいても十分対応できるというふうに判断しております。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 対応できてるということですけども、来年のまた追加の予算が使われないことを願うしかないのかなと思いますけれども、今回は子どもたちのためにこの専決処分は賛成いたします。

以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第9号、専決処分の承認について、平成26年度和水町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第49号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第49号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第49号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正予算の主な理由は、一般社団法人次世代自動車振興センター、これは、経産省、経済産業省の所管であります。同センターが電気自動車の普及に資することを目的に充電器設置補助金交付自治体を募集いたしました。

本町において、充電施設の設置補助金申請を行ったところでございます。

補助金の交付決定は10月下旬の予定であります。

当該補助事業は、平成27年の2月上旬までに工事が終わり、かつ実績報告を行う必要があります。

事務手続きや工事期間等を考慮いたしますと、12月定例会への提案では間に合わないということから本会議に、本臨時会に提案するものでございます。

表紙裏をご覧くださいと思います。

平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）、平成26年度和水町の一般会計補正予算（第6

号) は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,133万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成26年10月20日提出、和水町長福原秀治であります。

第1表、歳入歳出予算補正について御説明いたします。ページは2ページ、歳入について、2ページの最下段、19款繰越金、1項繰越金を補正前の額5億3,939万2,000円、あ失礼、5億3,204万8,000円に734万4,000円を追加して補正後の額を5億3,939万2,000円とし、歳入の総額を69億5,133万1,000円とするものです。

歳出につきましては、4ページをご覧ください。

4ページの、7款商工費、1項商工費、この補正前、補正前の額1億3,702万3,000円に734万3,000円を追加して補正後の額を1億4,436万7,000円とし、歳出の合計を69億5,133万1,000円とするものです。

歳出の追加補正額は734万3,000円でございますが、その内訳につきましては9ページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目観光費に734万4,000円を追加して、補正後の額を7,084万3,000円とするものです。

その内訳は、需用費が光熱水費ですが充電器の電気使用量として13万5,000円。

役務費に、充電器の保険料2,000円を追加します。

また、委託料に110万7,000円を追加いたしますが、その内訳は、急速充電器保守点検委託料が10万7,000円、充電施設の設計監理等の委託料として100万円です。

そして工事請負費に充電器施設の設置工事費として110万円を追加するものであります。

なお、導入いたします充電器は急速充電器でございます。

その急速充電器の導入費用、充電器の本体、工事費付帯施設等の内3分の2を国が補助いたします。

その3分の2の半分を、国からの補助金の2分の1を自動車会社4社、トヨタ、日産、ホンダ、三菱の4社の合同会社が補助する仕組みとなっております。

なお、補助金の交付決定、交付は、交付決定ではございません。補助金の交付は次年度になる見込みでございます。

以上、議案第49号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由と補正額の概要について説明を終わらせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 先般、ある議員から提案があったというふうに私も思っていますが、この事業費の中で、雨よけの設置とか、それから九州インターの出口に設置案内とかそういったことは考えてなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今、議員さんの質問にお答えいたします。

屋根の問題につきましては、調査しました結果、今回の補助事業で対応できるということでございます。

また、案内看板につきましても、設置場所には案内看板を設置する予定でございます。

ただ、インターのそばの案内看板につきましては今のところ計画はしてございません。

今後何かそういうことがいろいろあればまたその都度考えていかなければならないかと考えております。

以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、経済課長お答え申し上げましたけれども、今のところ計画しておりませんというお答えを申し上げましたけれども、これはあくまでもこの予算では見込んでないという話でございまして、御提案としては非常にありがたい御提案だと思いますので、これは、追加の設備ということで、翌々検討いたしましてまたお願いすることになろうかと思っておりますので、その場合はよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） やはり、こういった補助事業を全てとは言いませんけれども、やはりトータル的に考えて、やっぱりこういう高速充電器をポンと置くんじゃなくて、やっぱり町のイメージ、それから町の取り組む姿勢というのも私は一番大事だろうというふうに思います。

せっかくこういった雨よけの屋根付きを、提案をさせていただいておりますので、このへんもできると補助事業でできるということであれば、この工事費関係も若干膨らむんじゃないかと思っております。

それは、あとで、ですから、案内看板も確かにロマン館の前につけるのは結構かと思うけれども、やはり、菊水にはインターがございます、やはりインターを出る時に、やはり遠方から来られる方が充電器はどこにあるっていうのは、当然調べて来られると思いますけれども、やっぱり案内をすることによって、和水の名前もですね、ちっと出ますので、ちっと私も言葉足らずでございますけれども、是非そのへんの検討をやはり設計段階から検討していただきたいというふうに思いましたので御提案を申し上げました。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 先ほど、説明、足らなかったことをお詫びします。

屋根につきましては、今度の設計の中に入れさせていただきます。

それから、看板につきましては今後検討していきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 非常によい取り組みの中で迅速に対応されてるなということは、まずもって申し述べたいと思います。

導入後 8 年間補助金が出るということでありますけれども、8 年後は町としてどれくらいの負担がかかるのかちゃんと検証されてるのか。

それとですね、普通充電では 8 時間、PHV に関しては約 90 分ということで、ちょっと長すぎるのかなと思いますけども、こういう時に交換が、申請の交換とかができるのか、急速にですね。急速充電にですよ。今後、町の施設の中でこういう事業があった時には、手を挙げるべきだろうと思いますけれども、そういうところも検討されてるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 先ほどおっしゃいました、8 年間は一応契約すれば維持管理が、維持管理の契約は向こうの方で維持管理をしていただくような形になるかと思います。

今、一応計画的には維持費的に、年度的には、維持的には 40 万程度の維持費がかかるのかなと考えております。

それに、電気代等の費用がまだ別にかかってくると思いますけれども、それにつきましてはまた利用業者との使用料の対応とか、今後 8 年間以後についてはいろいろと今後また検討していかなければならないと思います。

また、8 年間というのは一応耐用年数は 8 年間ということでございますので、8 年後はそのまま進んでいくのか、その後はまた変更して違うような形になるのか、そんな形も話が出てくると思いますので、全体的には今後の維持管理についてはまた検討していくような形になるかと考えております。

それから、充電の急速充電の切り替えでございますけれども、一応今機種の時にはそういった形で 8 年間はこの機種で行うような形になるかと思いますので、説明しておりましたとおり急速充電については今のところ 30 分程度の時間がかかるのかなとは考えております。

今、現在三加和、交流センターについておりますのは、普通充電でございますけれども、その点については今のところ検討しておりませんので、この場での質問についてはちょっと、今から検討させて。

あの事業につきましては、今県の方で事業しているというところでございますので、町としては対応しておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員の御質問にお答えいたします。

今回は、言い訳になりますけれども、救急な対応だったというんですね、豊後議員の御質問にもございましたけれども、多々周辺ということで、不備な部分がございます。

今、蒲池議員の御質問についても、十分に検討し対応していかなくちゃいかん問題だと、いうふうに思います。

つきましても、道の駅につけた状況を確認しながら、また議会にも御報告を申し上げながら対応を検討をいたしてまいりたいと思います。

今、すみません。これ私も認識しておりませんでしたけれども、県の事業ということでつけておるようでございますけれども、そのへんの調整というのにも必要になってくるかと思えますので、今後の課題とさせていただければありがたいというふうに存じます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今、説明がありましたけれども、しっかり8年後には、8年で結局その取り壊してなくすのか、結局利用者が多かったらどうするのか、しっかりそこらへんも考えて取り組むべきではなかろうかと思えますので、そこらへんもしっかり、電気代が電気代の分が全額というけど、それがいくらかかるかぐらいはやっぱ検証するべきだろうと思えますので、ここであえて指摘は、その言わせていただいて、しっかりそこらへんは把握されてそして取り組むべきだろうと思えますので、またよろしくお願いします。

それと、道の駅を今回基本的にされておりますけれども、その町としての施設の中で本庁とかですね、そういうところにもできるのならば、そういうことも手を挙げるべきではなかろうかと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。しっかり承りました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第50号「財産の無償貸与について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第50号、財産の無償貸与について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法、昭和22年、法律第67号、第96条第1項第6号の規定により次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成26年10月20日提出、和水町長福原秀治でございます。

無償貸し付けにつきましては、議案第50号については、旧和水町立緑小学校の土地の一部、建物の一部を株式会社果実堂に5年間無償で貸し付ける事案でございます。

三加和地区の小中学校、統合後の跡地利用について平成25年7月1日から同年11月29日にかけて公募したところ、旧緑小学校について2件の応募がありました。

その後、まちづくり計画との整合性や将来性、安定性、地域への貢献性などを考慮いたしまして、旧緑小学校跡について、株式会社果実堂とそれぞれ調整を行ってきたところでございます。調整が整いましたので、無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

では、第1番に無償で貸し付ける財産、土地につきましては、和水町板楠2982番地1で土地の一部1万1,280平米のうち、2,941平米でございます。

建物につきましては、鉄筋コンクリート2階建ての校舎、南側の校舎でございますが、のその一部の1階部分296平米、及びトイレ、木造のトイレと器具庫45平米、プレハブ造りの倉庫7平米、合計の348平方メートルでございます。

無償貸与の相手方には、熊本県上益城郡益城町大字田原1155番地5、株式会社果実堂、代表取締役社長は井出剛さん。

3番の無償貸与の目的でございますが、現在町内でベリーリーフ生産事業を展開しております株式会社果実堂に、県北地区の営農活動の拠点として提供することで農地の有効活用と地域営農の活性化を図り、併せて地域住民の雇用創出を進めるために無償で貸与するものでございます。

無償貸与の条件については、目的外に使用してはならないことを条件に附します。

貸し付けの期間は、平成26年11月1日から平成31年10月31日までの5カ年間でございます。

以上、議案第50号について、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいま、総務課長の方から説明がありましたように、株式会社果実堂から出ております、使用貸借計画の内容によりますと、学校地積分が全体の1万1,280平米のうちに2,941平米と一方、建物面積がA棟1階部分の2,960平米、さらに建物の外にあります、便所と倉庫の52平米を合わせますと3,012平米になるかと思いますが、どう見てもこの施設を提供する側から言わせてもらいますと、管理運営が何か中途半端な賃貸契約の内容になっていると思いますけれども、施設を無償貸与する町側としてですね、今後の管理運営上、何も支障がないか、その点1点お伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） ただいまの御質問にお答えします。

今の質問のとおり、一部の部分に、校舎等については一部の部分になりますけど、とりあえず、当面の間、果実堂としてはこの部分を従業員の休憩所、資材置き場、または従業員の福利厚生のための休憩室として利用できないかということで御相談を受けまして、調整を図ってまいりました結果、この部分だけ当面の間この部分だけとなっております。

会社といたしましては、今後事業拡大等も考えられてるというお話ですので、当面はこの間でこの場所の無償貸与として、あとの部分に対してはまた順次相談を受けながら、広がっていく可能性もあることと、思っております。

ただ、その管理につきましては、町が一部分使用されてない部分は、町が管理していくということで電気料等についてもメーターあたりを設置しまして、管理していきますし、また外の浄化槽あたりの使用もですね、一部果実堂さんの方に使用料を支払ってもらうとか、そのへんも調整しながら今進めており、今回調整ができましたのでこういう形で提案しているという状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 今、企画課長の方から答弁がありましたが、だいたいわかりましたけれども、無償貸与の目的が県北地区の営農活動の拠点としてまた地域住民の雇用創出や地域の活性化を目指すという目的があるわけですが、果実堂さんの方では全部の貸借契約はできないというふうに受け止めたわけですね。それで今後、貸付期間の予定が、失礼しました、当面は5年間の無償貸与で対応するということでございますけれども、5年後以降についての会社の方針はどうなっているか、もう一度その点お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。いわゆる、中長期の計画、5年を長期とみるかどうかは別ですが、計画としましては総務課長の方から提案理由に挙げましたように、県北地域の拠点にしたいというようなことで具体的に申し上げれば、パッキング工場の増設とか、あるいは集荷の拠点にするとか、そういう計画は、構想は持っておられるところでございます。

ですから、町としては逆に言えば、早くその構想が実現できるように早くとともに何とか実現できるように、地域を含めまして会社への営農活動の協力というのもやっていかなくちやいかんかなとそういうふうに思っております。

ですから、今確定したことは申し上げることを憚る、また申し上げられませんが、構想の中には入っておると、いうふうに御理解いただければと思います。

ただ、そのために町の協力体制あるいは耕作農地を広げる、そういうふうな地域の理解というのにも必要になってきようかなとそういうふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、町長の答弁で、今後の方針についてある程度の理解はできましたけれども、願わくば、願わくば学校施設全体の賃貸契約あたりができるならば、それが一番望ましいだろうと、そう思います。

管理運営上等の問題もあるから、その件を申し上げているわけですが、その今回の果実堂さんの貸付期間の予定が、計画で平成26年11月11日からと、そして31年の10月31日までとなっているわけですが、従業員のこの雇用条件や待遇面、あるいは給与面について何かわかっているならば、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、従業員の雇用という形でございますけれども、形態として二とおりございます。

一つは、耕作地域毎、耕作地も提供する、自らも果実堂の一員となっていていただいて生産のノウハウ、それから収穫の時期等のノウハウ、このへんを果実堂のブランドに統一した形で研修、あるいは研鑽を積んでいただくという方法と、それから既にその例えばAという耕作者さんだとしますと、そのAさんにですね、例えば共同で仕事をやっているとか、あるいはAさんが雇っておられるとか、そういう部分もちろん含んでくるというふうに思います。

ですから、先ほど申し上げましたように極力ベビーリーフの耕作と、耕作地というものを休耕地を含めまして、増やしていくための協力もしなくちやいかんとそういうふうに考えております。それが直接また雇用に結び付くことかなと、これが1点でございます。

それから、2点目は、先ほど申し上げました構想の部分になります。

構想の部分で、パッキング工場がまいますと御婦人方を中心とした袋詰め作業と、あるいは品質管理ということで、恐らく耕作者以上の人員の需要が必要になるかと思います。

このへんになりますと、かなりの人数の雇用が見込めると思いますけれども、再三申し上げま

すけれども、早くそれを実現できるように町としてもまた農業団体、あるいは個人の農業従事者についても、御理解と御協力をいただきたいとそういうふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今ですね、従業員のところで小山議員の方から質問ありましたけれども、これはあの正規雇用なのか非正規雇用なのか、そこらへんのところとですね、私は常々全員協議会の説明の中で、買い取りはできないかと、ですね、申し述べてきましたけれども、なかなか伝わってないようなことで、先日は、先日の全員協議会の中で憤慨して、ちょっと言い過ぎたかなと思ってますけれども、これを私は何故言うかということですね、農業者の国民年金を今、受給されとる皆さん方はそんなに高くありません。

そんな中で夫婦で、ベビーリーフを5畝作って、あと50万とれるのか、100万とれるのか、そういうことをすることが地域のわが和水町の活性に繋がるものだろうと僕は確信しております。また、新規雇用の、新規雇用じゃなくて、新規就農者の不足している中で、そういうことで、ベビーリーフを1反作ればいくらぐらいとれて、それがその糧になってその耕作放棄地をまた守ってもらおうというようなことを、僕は大事なことだろうと思います。

だから、あえてこの買い取り制度を、指導は指導と、ま、ちゃんとした製品じゃないとそりや受け入れはできませんけど、受け入れはできないと思いますけれども、そのこのところは常々僕は言ってるんですよ、これは。

これは、大事なことだろうと思います。これは、無償、貸出しOKですよ、はっきり言ってですね。ですけども、そういうことをこの和水町に貢献していただく、雇用もありますけれどもそうやって農家の65歳以上の方々が、夫婦で・・・はできないじゃないですか、はっきり言って。

それを結局、単棟ハウスを建てて、そういうことを取り掛かっていくということを僕は町の活性化になるんじゃないかなと、あえて言いますと、ちょっと例を申しますと、南関町においては薬草の部分でこういうことを取り組んでいこうということも成されております。

僕は、これは大事なことじゃ、果実堂さんが来てくれたことによって、この町の活性化に非常になるんじゃないかなと、農業の活性化になるんじゃないかなと僕は思ってますんで、そこらへんのところで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 担当の方からも御答弁申し上げますけれども、私の方から先行して御説明を申し上げたいと思います。

1 番目の質問なんでしたっけ。

（「正規か非正規か」と呼ぶものあり）

あ、正規か非正規かということでしたね、これは、ちょっと担当の方から確認、答弁させていただきます。

それから、2 番目のこれは、蒲池議員のおっしゃるとおり、私としましても、逆に後継者とい

う問題につきましても、非常に重要な部分。

じゃあ、今、果実堂の果実堂さんの実態はどうなっているかと言いますと、いわゆる、外の地域で栽培しておられまして、そういう買い取りと言いますか、吸い上げの、ベビーリーフの吸い上げの形をとっておられるところがございます。

ございますが、申し上げておりますとおり、全国の販売ルートに載せておりますもんですから、どうしても、商品の農産品の均一化、レベルの平準化と言いますか、このへんがどうしても必要。ですから、当面は、社員になっていただくかあるいは同等な形で、栽培技術ですとか、あるいは摘み取りの時期によっても微妙に違うそうです。

ですから、そのへんのノウハウをしっかりと習得していただいて、それで当然暖簾分けという形は、考えておられます。

これは、確認を申し上げたところでございます。

したがいまして、逆に町としましては、早くそういう技術を習得する、あるいは商品の農品の平準化された農産物を育てていただくと、農産物を育てていただくとそういう面からもですね、多少のそういう果実堂さんの初期の対応というのは、致し方ないかなというふうに考えております。ただ、町としてもそのへんはしっかりお願いもし、また状況も見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 従業員の件でございますけれども、先ほど町長の方からも説明ありましたように、社員となって農場を管理または栽培していく形、形については正規という形になるかと思います。

現在、果実堂さんが考えられているのは、現在のところ摘み取りの従業員を今年度、初年度に地元から12名、それから1年毎に12名が14名、16名、18名と計画されておりますけれども、このへんはまだ摘み取りの従業員の方をちょっと考えられてるみたいでございまして、その方たちについては、非正規で時間的に1日中ではなくて非正規の職員を考えられてると聞いております。

以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のような町長の指導の仕方じゃですね、なかなかたぶん広がらんなと思うんですよね、これ、農業をされたこともないですよね、もちろん。そんな中でですね、いっぺん社員になってとか、やっぱ無理な話なわけです。

だけん、これはそういう出荷組合みたいなのを部会を作っていただいて、作らせて、そして指導にきてもらう、やっぱマニュアルを作ってもらって夫婦でしていただくようなそういうことを提案すべきじゃないかなと僕は思います。

そして、何よりも大事なのが今、あのうちとしては機械等の導入に関しましては、いろんな補助金を出してますけれども、ハウスに関しては今、実際町としては出してません。

そうことを、地域の活性化を我々は願うところでありますので、やっぱそういう単棟ハウスで、安く安い方で5畝、5アール分ぐらいです、60万から70万ぐらいでできますんで、そこらへんはですよ、やりがいを持って取り組んでいこうと思われる方にはですね、町としても半分ぐらいの助成をしながらですよ、それをまた高齢者の皆さん方ですね、活性化になってもらうことが僕は必要だろうと思います。

わからないところはしっかり聞いてもらおうと僕は農業で生活を営みをしてますんで、しっかり協力し合いながらですね、この分に関しては僕も力を注ぎたいと思いますんで。それとですね、なかなかですね、一般質問と違いまして一問一答方式じゃないもんやけんですね、質問をですよ、何個でも言うとかんと3回までしか言われんもんだけんですね、申し訳ないですけど。そういうところでもう一度答弁をお願いしたいと思いますし、なるべく雇用は正規にさせていただくように、会社が儲からんことには何もはっきり言って成り立たないというのが僕もわかりますけれども、やっぱそういうところをですね、その退職された方が行くじゃなくて、やっぱ今現役の子ども世代、特に、結局出産される女性の方が働けるような場をですよ、作ることが町の、結局なくなる恐れのある自治体に挙げられた我が町としてはですね、大事なことだろうと僕は思うんですよ。

だから、それを町の財産を無償貸与、もうしっかりいいですよ。しかし、こういうことにどうやってやっぱり合併、統合したがゆえにですね、そこの空いた学校をどういうふうに利活用するか前町長がいつも言われております、果実を生み出すと言われてましたけども、まさにですね果実を生み出すために我々はしっかり考えていかなければと思ってますんで、そのところで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。今、蒲池議員から御質問というよりも、むしろ御提案と私は受け止めておりますけれども、まち、ひと、しごと、いわゆる地方創生ですね、ここの部分、私も積極的に、県にも国にもお願いしていこうというふうに考えておりますけれども、その中でもやっぱり農業の振興策というのは一番でございます。

この、ベビーリーフの逆に言えばですね、具体的な果実堂さん参加のベビーリーフという栽培については、具体的な恰好な部分になると思いますんで、そのへんは蒲池議員にもおっしゃっていただきましたように、しっかり農業関係の議員さんあるいは団体の皆さんとお知恵をいただきながら、それから協議をしながら進めてまいりたいと思います。

いただいた田棚の御提案、たぶん一部なんだろうけどもそれはそれで非常にありがたい提案かなというふうに考えております。

恐らく、これはわかりませんが、果実堂さんとしてもそういうことになれば喜ばれるかなというふうに逆に思っておるところでございます。

ただ、ここのところは是非一緒に検討させていただくということで、御答弁とさせていただきたいと思います。

それから、もう1点、果実堂さんにこだわるんじゃないんですけれども、果実堂さんですね、今のままではおられない、発展途上にある、非常に将来は有望視される発展途上の企業でございます。

そういう意味ではちょうどそれに町の農業振興というのがある意味で乗っかっていく、ある意味で連携していくということができれば、おっしゃいましたように果実ということにも繋がりはないかなというふうに考えております。

いずれにしても、御協力と御協議とそれから知恵を貸していただくということでお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） あのですね、1万1,280平米のうち2,941平米ということで残りが、結構ありますけれども、この後はどういうふうに考えておられるのか、今後、また後、残りの、今日は緑小学校の分校まで提案されてますけれども、あと残り、春富小学校、神尾小学校がありますけれども、私、今回ですね、雇用も創出しながらそういう農業に関する提案もさせていただきます。

しっかり取り組んでいくということで、いい答弁をいただきましたけれども今後春富小学校の跡地も神尾小学校の跡地でもありますね、しっかり、更地にして簡単に人口を増やすこともできるわけですね。50戸造ったら、単純に200名の人口増加になります、単純に考えてです。

だから、そういうことが大事なのか、雇用が大事なのかそういうこともしっかり企画としても考えながら、そして緑小学校のこの跡地はですね、ある程度を目途にしながら分譲地はどれぐらいできるかとかですね、そういうことも考えるべきじゃないかなと思いますので、それで私の質問を終わりたいと思いますので答弁をよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。

緑小学校はもちろんでございますけれども、今、神尾小学校、それから春富小学校ということで御質問をいただきました。

企業誘致の方法と言いますか効果と言いますか、は2点あると思います

町の画期的な活性化に繋がるような企業誘致の方法と、それからもう一つは宅造を始め人口の増に直接結び付くと、あるいは雇用の増に直接結び付くというその両面がございますと思いますけれども、直接その効果が出るということも即座に必要なんですけれども、非常にその町民に明るい気持ちをさせるような、そういう誘致の形態が実現できればというようなことも考えておりますので、今後しっかりとそのへんは、検討進めてまいりたいと思いますのでよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今回この緑小学校の跡地ということで、5年間の無償貸与ということでは果実堂に貸し付けるということになるわけですが、1点目に聞きたいのは体育館とか別に果実堂が借りないところをこういったところを町民の皆さんが借りられる場合がありますので、きちんと区分けを町民にわかるようにしていかなければいろいろなことが起きたりとかすると思うんですね、そういう面でどういうふうに周知徹底を町民の方にされていくのか、お聞きをしたいということ。

それから、基本的なことでお聞きしますが果実堂の資本金ですね、これはいくらなのかということと、それから現在やられている事業展開の中での従業員数をですね、正規雇用者がその内何人、それから非正規雇用者が何人ということがわかっていればお聞きをしたいと。

それからもう一つ、ベビーリーフって言うことで今回和水町の方に話がきておりますが、このベビーリーフの栽培の果実堂の経験年数、いつ頃から創めて現在に至っているのかということと、外には作物は何かやっているのか、それからどういったところに出荷をしているのか、こういったあたり答弁できるのであれば答弁していただきたいと、いうふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 今回は、校舎の一部及び倉庫とグラウンドの一部という形で果実堂に無償貸与ということになりますけど、今後果実堂さんが事業展開で拡大とかなんとかされた場合、外の教室も使われる可能性もあることから、現在こういう形で今回無償貸与の部分をしてますけど、きちんと今後の町民に対するどのへんまで一点である、今度の果実堂さんが使われるかちゅうことは、また契約等がきちんと進んだ段階で広報紙あたりでまた町民の皆さん方には、広報したいと考えてはおります。

果実堂の資本金についてでございますけど、資本金は7,500万円。

それから、従業員数は110名の内、110名でございまして正社員が40名、パートが70名ということで聞いております。

それから、外の作物は何かあるかということでございますけど、ベビーリーフというのは何種類かの作物、作物ちゅうか、何ですか、葉物ですね、失礼しました。

何種類かの葉物を総称して、何種類か組み合わせて製品として出るのがベビーリーフという形で出ますので、例えば水菜とかルッコラ、ビートとかそういう葉物野菜の幼葉ですね、10日から30日以内の若い葉を摘み取ってそれをそれぞれその成分とか、いろんなその健康志向のための組み合わせでいろんな葉っぱを幼葉を組み合わせ、製品として出されるのがベビーリーフという形になりますので、現在のところそういう水菜とかルッコラとかいろんなロロッサとかオークとかそういうのを各地区で栽培されていると聞いております。

別の商品と製品ちゅうのは、作られてないところです。

すみません、ちょっと待ってください。

ベビーリーフ関係農業の方に会社として参入されたのが平成20年度からと聞いております。

20年度から現在そのベビーリーフ関係の葉物を作られてるのが、45ヘクタールということにな

っております。

それから、提携先等については大きなものとしてはカゴメが一番大きい会社だと思います。後は、その関東とか関西、中部方面への大都市圏へのスーパーマーケット等に出荷されてると思います。

また、百貨店等につきましては大丸や高島屋にも出荷されてると聞いております。

以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 広報紙で町民に説明をするということですが、何せ初めてのことからですね、今後神尾小、春富小学校という形に進んでいくかと思いますので、やはり町民の方が今回は体育館とかその他も利用できるようになってますので、そういったことと果実堂がいろんないざこざが起きないように是非これは注意してやっていただきたいというふうに思います。

だから、ただ広報紙で説明しただけでは、それを読まなかったら町民の方はわからないですの でやっぱりわかっていただいて利用していただくと、特にこれまで体育館とか利用されてた団体とか個人の方々には、説明を周知しないという問題が出てきやしないかなというふうに思いますので、そのへんは是非きちとした検討をしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、資本金は7,500万、それから従業員数が110名ということで、正規が40、非正規が70 ですね。こういった葉物野菜の場合の売り先、あるいは価格もそんなに高くないですの でなかなか厳しい面も企業としてあるかと思いますが、やっぱり正規雇用者をいかに増やしていく ということも先ほど出てましたけれども、和水町でも大事なことだと思いますし、やっぱり非 正規と正規の労働条件とか賃金形態も変わってきますので、そうしますとやっぱり町内に残って 是非この会社でやってみたいということになった場合、正規雇用の場合は非常に先の見通しもつ くかと思いますが、非正規雇用だとなかなかつかない場合も出てきますので、そのへんは 是非相手方とも話の中でも是非要請していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどベビーリーフは葉物ということで、いろんな葉物を一緒にして一つの袋にし て出荷するということですが、この20年度からやったと創めたということであればまだ今からの 成長株と言いますか、そういうところだというふうに思いますし、かといってそんなに成功する かどうかもまだですね、簡単にいかない部分もあるかと思いますが、今の社会情勢とか消費状 況なんかを見れば、厳しい面もあるかと思いますが、是非これ成功させていただきたいとい うふうに思いますけれども、そういった面で町長の考えをお聞きしたいと思います

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。

まず、体育館の利用でございますけれども、先ほどちょっと企画課長の答弁とダブることにな りますけれども、一つはですね、私としましてはこれは念願の部分でございます。

念願の部分ですけども、何とかやっぱり一面を果実堂さんに利用していただきたい、これがもう

念願でございます。

それから、もう一つ商品構成という部分がございましたけれども、ここの部分は今具体的にその名前が出ておりますのが、レタス関連の野菜も栽培してみようかというふうなお気持ちがあられる、これはまあ企業の方針でございますのでそうなるかどうかはわかりませんが、そういう御方針でおられるということを伺っております。

ただし、ここで体育館の利用にも関わってきますけれども、ベビーリーフ、7種ぐらいのそれぞれ幼葉、若い葉ですね、を組み合わせで、例えば高血圧にいいとか何にいいとかかんにいいとかいろんな組み合わせで、出荷されるそうなんです。

ただ、しかしベビーリーフはベビーリーフでしかありません、ですからこのへんは果実堂さんも一つの懸案事項としては受け止めておられまして、全員協議会等々でお話ししましたとおり、いわゆる地元の農産物これも販売のルートに乗せていこうかと、かという構想も持っておられます。そういう意味では、先ほど蒲池議員のお話にも、御質問にもございましたようにいわゆる小規模の農家であっても、むしろ何と言いますか、都会の都市部のスーパー等々の卸しの関係で、ややもすると非常に農産物の中でも優良な質のいい農産物を求められるんじゃないかなと、そのへんになりますとむしろ高齢者が、の皆さんが大事に大事に、丹精込めて育て上げていただいた野菜というのも脚光を浴びてくると思います。

そういう構想もございますので、ある意味ではその構想の実現に向けてお願いをし続けると同時に、あるいは今例えば緑彩館の出荷協議会等々のその団体も利用しましてですね、そういう販売ルートに乗せることができれば、例えば体育館あたり今空いてる校舎このへんも地の地元の農産物の集荷と言いますか、場所等々にも考えられない話じゃないかなというふうに考えております。

それは、併せましてそういうふうに思っておるところでございます。

それから、周知徹底ということでございますけれども、もちろんこれはある意味では待望して、ある意味では待望して来ていただく企業さんでございますので、周知徹底を怠りなくしなくちゃいかなんということは先方も企業さんに対する一つの義務、責任でもあろうかと思えます。

これは、今担当課と打ち合わせ中でございますけれども、調印式も例えば地元の区長さんですとか、農家の代表者の皆さんですとか、ちょっとまだ未定の段階ですけども、ちゃんとした調印式も執り行いたいなというふうに考えております。

諸々そういう計画と言いますか、方立を準備いたしまして極力ですね、周知徹底できるよう、いろんな面から検討をいたしたいというふうに考えております。

それから、販売先ということでございますけれども、先ほど大まかには企画課長が答弁してくれましたけれども、今先方さんとして非常に心強く思っておられるというのは、カゴメさんが単なる提携先ではなくて、いわゆる協力企業に回られたと同時にトヨタさんのトヨタグループの協力もいただけるようになるということで、そのへんが非常に果実堂さんにとってはこれからの大きな励みであり大きな力になってくるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

お話のとおり、まだまだ4年か5年かの、先ほども申し上げましたように発展途上の企業でい

らっしゃることは間違いございません。

そういう意味では、このベビーリーフの世界では断トツの全国1なんですけれども、今後の成長に相まって、この和水の地域が協力して一緒に市場を広げていくということができれば大変ありがたいかなと、和 water 町としてもそういうことができればまさに意のとおりのことになりま

すので努力をいたしてまいりたいと、そういうふうに考えます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この件につきましては、大変、農業振興という面で私も大変賛成をしますが、今新聞、いろいろな方面から見ますとイオンとか大手の企業も農業に、JRも参加すると、うちの丸美屋さんも鹿本、山鹿ですか、あそこらへんで農業を耕作されとるという話を聞きます。

そういうことで、資本金とかいろいろなことについても説明をいただきましたが、雇用についても農業関係で120名ぐらいの雇用というのは大したものだというふうに私も思います。

そういうことで、大変この件については資本金も7,500万、農業関係で7,500万というのは大変立派な企業のような感じがいたします。

そういうことで、学校の跡地を貸すのには賛成でございます。

そのことで皆さん賛成と思いますが、話はやっぱり農業振興ということで、我が町は農業振興ということが一番で、一般質問等でも農業振興については、もう何十回となく出ますが、なかなか前向きな結論が進んでいかないというのが現状でございます。

そういうことで、この果実堂さんにつきましても私も知っておりますが、この前も申し上げましたように下津原の若手の人が自分の土地を貸して自分はあそこの社員になっていくということが農業委員会にも出ました。

その人は、我が町でスイカの一番お父さんがベテランだと、スイカの神様と私は思っております。

そういう方も、自分の土地を提供してここの社員で頑張っていくというなことも聞いております。

町長も恐らく地元だから聞いておられると思いますが、それから販売関係についても大きな大手とかあそこらへんで組んでおられます。

一つ、先ほど言いました丸美屋さん、丸美屋さんは元気村のオーナーでもございますので、丸美屋さんは大豆関係を豆腐だから、その関係でよその町村でされますので、そこらへんも十分やっぱり、私この前言いましたように、丸美屋さんにも「そばだけん一応遊び行ってからどげんかうちの耕作放棄地がいっぱいあるから大豆を場所を斡旋をしますよ」とそういうようなこともやっぱり経済課あたりは前向きに取り組んでほしいということをやっております。

そこらへんは、まだいとらんような感じがします。いとられんようならやっぱり、地元企業のこの人も大手でございますので、この人たちも農業参入をされると思います。

そういうこと関係をちょっと脱線をしますが。

それから、あと一つ、残地がいっぱいあります。この体育館の後ろの門を出ますといっぱいありますので、町長がおっしゃるように農業関係、この果実堂さんだけでも腹いっぱいなるならもう一番いいわけですが、もしなければ先ほどありましたように私は町営住宅の話もありますので、分譲地とはそういうところへんを考えていただいて一つ学校跡地問題については、前向きに取り組んでいただきたいと。

それからまだ、向かいには、神尾小学校、春富小学校あります。

三加和小学校いや神尾小学校については、いろんな話がありましたが春富の小学校のことがまず全然議題に出てきませんが、そこらへんはどのように考えておられるのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 春富につきましては、春富の跡地につきましては、これは非常に地元の有力者さん、それから住民の皆さん、何とか公共施設あるいはそれに準ずるものということで残してくれんかというような御要望がございます。

ですから、まずそのへんの検討から入らなくちゃいけないと思いますけれども、仮に、仮に地元の皆さんの御要望に沿うものであれば若干その2年、3年かかってそのへんを実現できる目途、道筋がつくものであればあまり急がずに、じっくり進めたいというふうにも思いますし、あるいは全くその兆しも見えんなどということであれば、何とかして地域の活性化のための資料館とかいろんな具体的な話も出ておりますけれども、そのへんも含めまして再整備ということに取り掛からなくちゃいかんかなというふうに思います。

ちょっと、正直申しまして春富については、少々時間をいただきたいというのが正直な気持ちでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 春富小学校は、私たちも向こうに行ってみて、本当に風格のある学校だなと、変わった学校だなと思いがございます。

この議場にも議員さんが何名かその地区の人がいらっしゃいますが、あえて全然話が出てこなかったもんだから、今日出したわけでございます。

資料館とか、そういう話はよく聞きますが、公式の場では全然この学校の跡地のことは出ないので出したわけでございます。

十分案を練って練られて一つ前向きに、ある程度やっぱ何年でん置いときますとやっぱいいかん、スピード感がもって一つ取り組んでいただきたい。

それから、先ほど言いましたこの議案については大変立派なことでございますので、先ほどありましたように一つ側面からできるだけの御支援ということで、町としてももう少しひと踏ん張りしてもらうように一つ、私、農業委員会にも席を置いとりますがなかなか耕作放棄地が多いと、私の地区ではほとんど70歳ぐらいの人が農業をしていらっしゃいますので、担い手が一人もいな

いという地域でございますので、やっぱりこういったところを一つ放棄地にならないように。

太陽光の話はいっぱい出ております。

太陽光の話じゃちょっと今中断しておりますので、大変苦慮しておりますが農業の土地は、本当は農業をしていくのが一番ベストだと思いますので、ひとつ町長あそこらへんを十分念頭におかれまして果実堂さんについては先ほどありましたように、私たちもできるだけの御支援をしたいという気持ちでございますので、これで私の、町長に対する気持ちがありましたら一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。貴重な御意見、あるいは御質問あるいは方向性ということで、しっかり承りました。

ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第50号、財産の無償貸与についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第51号 財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第51号「財産の無償貸与について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、議案第51号、財産の無償貸与について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求める。

平成26年10月20日提出、和水町長福原秀治であります。

この、案件につきましては、議案第50号でも申し上げましたとおり旧三加和町立緑小学校十町分校について、跡地利用の公募を行ったところ1件の応募がございました。

その後この1件について、まちづくりの基本計画ですとか地域への貢献性等を考慮してNPO法人くまもとスローワークスクールと調整が行ってきたところです。

調整の結果は、整いましたので無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

1番、無償で貸し付ける財産、旧緑小学校十町分校でございます。

土地は和水町上十町、上十町105番地1、面積1,588平方メートル、建物が同地番の鉄筋コンクリート造り160平方メートルであります。

無償貸し付けの相手方は、玉名郡和水町平野1255番地2、特定非営利活動法人くまもとスローワークスクール、代表者入江真之さんです。

3番の無償貸与の目的でございますが、発達障害などのハンディキャップを持つ若年者や不登校などで適切な学習及び社会的教育を逸した子どもたちの社会参加と、自立を目的とした活動でございます。

また、地域の団体との交流を進めさまざまな活動を通して、まちづくりへの貢献が期待できることから無償貸与するものでございます。

無償貸与の条件といたしまして、上記目的外の使用に供してはならないことを条件に付しております。

貸し付けの期間は、平成26年11月1日から平成31年10月31日までの5カ年間とするものであります。

以上、財産の無償貸与について、提案の理由とさせていただきます。

どうぞ、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、緑小学校分校についての無償貸与についての説明がありましたが、この十町分校の無償貸与の目的が発達障害などのハンディキャップを持つ若年者や不登校などの子どもたちを対象に受け入れる、フリースクールの存在としてこれは大変意義のある重要な私は教育施設として期待はできるんじゃないかと、そのように思っております。私はこの提案について大賛成でございます。

なぜならば、現在文部科学省や政府の教育再生実行委員会でも不登校の生徒が学ぶ、フリースクール計画が提案されているようでございます。

スローワークスクールの今度、この計画につきまして行政の長として教育機関の長として、このスローワークスクールのまちづくりへの、位置づけと言いますか、そのへんをどのように町長、

教育長は考えてとるか双方に、一人ずつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 教育長の方からも、御答弁があるかも知れませんが、私が先行してお答えを私の方の御答弁から申し上げたいと思います。

おっしゃいますように、非常にこの日本の社会の経済的格差の増大とともに、教育は平等でなくちゃいかんといいつつも、なかなか、ハンディキャップ等とありまして、それが平等に公平に行き渡っていないという部分もございます。

NPO法人という民間ではございますけれども、そういう意味では行政あるいは教育委員会のなかなか手の届きにくいところ、それから具体的な細目な対応が難しいところ、しなくちゃいけないんですけれども、現状として難しいところをこれらについて、こういう民間の皆さんがお力添えをいただくということは、行政としても非常にありがたいことだと逆にとらまえております。従いまして、これこそいわゆる次世代の子どもたちが、次世代にハンディキャップを持ち込まないように、これはむしろこの入江さんにしっかり御協力しあるいは御協力いただきながら、進めてまいればありがたいなというふうに感じております。

また、先般、区長、地域の区長の皆さん、それから10月10日には地域の町民の皆さん、皆様に御集りをいただきまして簡単な説明会を開催させていただきました。

そこにおきましても、こういう一口にフリースクールと言いましてもこれもいくつかに分かれておりますけれども、フリースクールが、を運営していただくということについては大変な歓迎ムードでございます。

ですから、先ほど申しましたように町としても協力を惜しまないというような形で望んでまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上、町長からは以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 現在、不登校等の子どもさんは9月の定例報告等ではあがっておりますけれども、そういう中でありますけれども、いつ何時子どもたちがいろんな状況に置きまして、学校に来れない状態というようなことも起こりうると、いうようなことを十分私どもも肝に銘じてこう指導をしているところですが、そういう子どもさんが・・・渡って学習あたりが保障されないような状況があってはならないと、果たしてそういうことになった場合にその指導していただける方、そういう場所等があるということは子どもたちにとっても保護者にとっても、安心して学校にもまた帰れるんじゃないかと、またそこで通いながらまた学校の方に帰ってきてもらえるというような部分にもなるんじゃないかと思っておるところでございます。

そういうようなことで、先ほど町長からお話がありましたように、これはやはり子どもたちがいろんな悩み、そして家庭状況、環境等の状況から学校へ行けなくなった学習ができないような状況になった場合に、また安心してまたそこに通える場所やつくっていただけるということは本

当にありがたいことだと思っております。

そういう意味からして、是非こういう関係の機関がつくっていただければありがたいと思っておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、町長、それから教育長の方から明快な答弁をいただきました。

特に、町長からは行政や、教育行政が手の届かないところに手を差し伸べていただいて、大変ありがたいという御言葉を今いただいたわけでございます。

そして、次世代にハンディキャップを持ち込まないように町としては、協力をしていきたいという方法を述べられたと私は今受け止めているわけでございます。

是非、前向きにですね、この事業を支援していただきたいというふうに私もお願いしたいと思うわけでございます。

なお、スローワークスクールでは、計画の中ではこの定員とか人員の受け入れ方につきまして、何かその取決めなんかあるのかどうか、またそれに対しまして職員数や専門家の配置等の計画はどのようになっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） ただいま、御質問にお答えいたします。

計画の段階で頂いている資料でございますけど、スローワーク部門に対して、スローワーク部門の定員としては10名程度を予定されているみたいです。

料金等についてはまだ、先日の説明会のときに、入江さん本人さんからお話があったんですけど、外のフリースクール等の料金等を参考に、今検討中であるということでございますので、どれくらい料金がかかるのかちょっと今のところはっきりはいたしておりません。

それから、この熊本スローワークスクールの役員じゃないんですけれども、役員としまして5名程度その定款等に載せていらっしゃいます。

御夫婦と外に町内外の方を合わせて5名の方を今現在予定されて、役員を理事となりますけれども、定款等には載せていらっしゃるようになります。

これを実施される、入江さんと、臨床心理士とは臨床心理士関係のそのへんの専門知識を有されてということで、資格の方には載っておる状況でございます。

外に専門的なそういう職員につきましては、別なところから・・・時期に雇用されるか、臨時的に来ていただくようなことになるかと思われましてということで、お話は聞いてますけど、その専門職の方についてはですね。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 何と言いますか、スタッフ、スタッフの件につきましてですね、ちょ

っと補足させていただきます。

この熊本スローワークスクール、取り分け入江さん御自身はですね、地域のまちづくりの団体との共同をしっかりと考えておられて、ある意味ではその雇用という形ではなくてそういう方の御協力をいただくという方法でもですね、模索していきたいというふうに考えておられます。

また、一部のそういうボランティア団体といいますか、あるいは地域おこし等々の団体と話をする機会がありまして、そのへんについては大いに協力する準備は、用意はあるというようなお話もいただいておりますんで、表に出るスタッフ数というよりも地域の団体の皆さんの御協力による部分も恐らく取り組んでいきたいというふうに考えておられると思いますんで、蛇足でございますけど、補足させていただきました。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいまの説明でよく理解ができました。

定員は10名程度ということでございますが、スタッフについてただいま町長の方から答弁がありましたように、まちづくりの関係団体との連携を十分密にしていきたいというそういう考えをもっておられるという答弁でございました。

この無償貸与の目的が社会的教育逸した子どもたちの社会参加と自立を目的とした活動であります。

当然、これは本町にとりましてもこれがまさに稼働してまいりますならば、十分特色のあるそういったまちづくりの一貫として、私は貢献していくんじゃないかと、大小じゃなく、その施設の大小じゃなく中身の問題だろうと思いますので、是非ともこの事業を積極的に町行政、教育行政の方でも取り組んでいただきますよう再度お願いしまして、私の質問終わります。

答弁いりません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 入江さんについてお聞きしたいと思いますけれども、今までこういう活動をどれぐらいされて、実績等がどれぐらいあるのか、また年齢等は何十歳代でいいです。

秘密保護法とかありますんで、そこらへんで言えるところまで言っていただければなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） ただいま、御質問にお答えします。

入江さん本人につきましては、フリースクールの経験もあられます。

場所は、言わない方がいいのかな。フリースクールの経験ございます。それから、病院等の心理士等の経験もされてるようです。

あと、診療所の児童思春期外来心理士等の職歴をもっていच्छいます。

奥さんの方も、臨床心理士の方の資格を持たれておりまして、臨床心理士として精神保健、福

社センター等の業務に就かれてることも書いてありますし、また診療クリニックの心理士あたりの経験もされているみたいです。

年齢的には、35歳程度と。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 先ほどから質問ありますとおり、素晴らしいことだなと思いますんで、しっかり、しっかり頑張っていてそして我々もしっかり見守っていくことも必要だろうと思いますんで。

やっぱりそこらへんは、しっかり努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 2点程聞きますが、この無償貸与で発達障害などのハンディキャップの若年者、若い人ですね、それから不登校の子どもたちの社会参加の自立ということで、非常に今社会の中では大事な部分だと思いますが、1点目にお聞きしたいのは、ここのスローワークスクールを利用される対象者ですね、これは範囲としては荒玉市郡、あるいは鹿本市になるのか、それは多分今のところ日帰りだというふうに思いますので、近いところの人が定員10人という形でやられるのかなというふうに思いますし、その点が1点と。

それから、宿泊の件ですね、これは今のところ多分考えられていないと思うんですが、今回の内容をずっと聞いてますと、宿泊施設もある程度必要になってくるんじゃないかなという気がしますので、そういったところでのこの入江さんの考え方っちゅうのはどういったものがあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 対象者につきましては、今のところ福岡の方からの方を、福岡、ということで、お話を聞いてはおるんですけど、実際まだどの方というのは決まってないかと思えますけど、入江さんの気持ちとしては現在のお話を聞く段階では福岡県の方をということでもございますし、地元の方に県内に荒尾、玉名、山鹿あたりに、もしこういう方が入江さんのフリースクールあたりに該当する子どもさん等がおられたら、そこらへんの受け入れも考えられるかと思えますけど、入江さんとのお話の中では今のところまだ福岡県からのということで、お話は頂いてはおるところでございます。

また、宿泊施設につきましては、その学級、十町分校自体が泊まれるかどうか、泊まることができるかというその事業の一環として宿泊をさせるというのか、一般の方を泊めるという形になるのか、なかなか難しい部分もあるかと思えますので、そのへんは事業、入江さんの行われる事業の中で合宿みたいな形で泊まれる部分については、そのまま泊まれることができるかと思えますけど、またその宿泊等についても地元の地域づくり団体等の協力も得ながらされている、され

ていくんではないかと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 事務的なことで1点、質問させていただきます。

無償貸し付けということですが、固定電話、電話番号はどうなってるのでしょうか。

これは、緑小学校も共通しての質問とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 緑小学校につきましては、果実堂さんの直通電話とそのパソコンあたりももう使われますので、そのへんインターネットと会社と果実堂さんは緑小学校の部分と会社と繋いで、いろんな情報交換されるようで、そのへんも果実堂さん独自の番号及びインターネット等を利用してるとおりということなん・・・。

会社と入江さんの方とでされます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） フリースクールということで、不登校の人と対象になると話ですが我が町、玉名郡内での不登校の小学校、中学校含めたところの数字がわかっていたら、教えていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育課長（小出正泰君） 正確な数字は今お持ちしておりません。後ほど、回答させていただきます。ただ、先ほど申し上げましたように本町におきましての9月の定例報告が10月の頭に入ってきますけれども、それにおきまして不登校、現在おりません。

玉名郡市と管内につきましては、ちょっとわかりますけども、今ここに資料を持っておりませんので後ほど、回答させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私はですね、不登校問題について質問したのは、大変何名か私はそういう不登校の人に話を聞いとります。

大変、家族の人もやっぱり「不登校、学校に行かんきゃ頭が痛い、本当に家族の大きな問題で青春時代は学校を喜んでいくのに、うちの子どもは学校に行かない」という話を聞いておりましたので、我が町にも、そういう前あったわけでございますので、そういうフリースクールあたりをできましたならば、解消ができるかなという思いで質問したわけでございます。

大変、このフリースクールは不登校の人達を、いろいろな学校もありますが、合宿でそういう子どもを治すとか、いろいろありますが、入江さんという人が理学診療士ということでございますので、大変そういうことはいいことだと思いますので、あえて我が町にも不登校があるのか、

質問したわけでございます。

もし、わかりますならば後で結構ですので、玉名郡市ぐらいの数ぐらいちょっと把握をして教えていただきたいと答弁をしていただきたい、そのように思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） すみません。最後になると思いますけど、今皆さんの意見、あるいは執行部の受け止め方、いろいろお聞きをして、私が非常にいいことではあることには間違いないと思います。

これから、今、少子高齢化の社会に社会自体が入り込んで、介護問題とかあるいは少子化の問題とかこういう進展している社会の中で、このいわゆるハンディキャップを持つ青少年たちの、人たちの問題を前向きに真剣に、そして社会参加が少しでもできるようにということでの、このフリースクールのなやり方ですので、そして地元の方々も何か先ほど町長の御説明の中では、諸手を挙げて賛同しながら、こう応援をするというような地元の方々もそういうふうな意向が出るということですので、非常にこう前向きな気持ちで皆の気持ちがこう出てるから、私も非常にこの問題は取り組む価値があるんじゃないかなかなとは思っています。

ただ、1 点だけちょっと危惧するのが高齢者の養護施設であるとかそういう施設が我が町には、あちこちいっぱいありますし、福祉課の職員の方々それぞれに体系を持っておられますので、たぶんすっところ問題が出た時に対応できてると思うんですけど、ただこの問題に関してはたぶん教育委員会の方も今まで経験がなかったと思いますし、それからじゃあ行政がどこか何かあった時にどういうふうに対応するかということ、やっぱりそのへんを少し、こういう小さな問題まで町長にこう気を煩わせるのはどうなのかなと、思わないでもないですけど、いわゆるこう我が町としては施設としての一つ初めての体験。

ただ、十町分校を有効に使うという意味では非常にいい、いい出来事ですので、そのことについては、学校問題のプロジェクトチームじゃありませんけど、企画課なり何なりこう直接的に携われるように、何かあった時にはすっところ携われるようなですね、入江さんあたりが代表者でこうなっておられますので、そういう方の方からこう問題が出てきたような時に、ぱっところ対応できるようなそういう体制を是非作っていただいて、そして少しでもより有効にこの問題が前に進んでいきますように、お願いをしまして私の意見とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。

実は先ほど、10月10日に町民の皆さん向けの、地域の説明会を行いましたと申し上げましたけども、その時に入江さん御自身もお見えいただいて、フリースクールの運営ですとか内容については、御自身で御説明いただいたという部分もございまして、そういう面では地元のちょうど理解をいただくにはちょうどいい機会だったかなというふうに考えております。

その中でも出てまいりましたけれども、なかなかその料金と言いますか、の問題、それからスタッフの問題いろいろ難しい、これからしっかり対応しなくちゃいかんという難しい問題も出てまいりましたけれども、話の中身それから担当課で把握しておるところではこの入江さん自身が、しっかり県等々とも協議をしながら進めていただいているという部分がございます。

それから、地元の団体さんもしっかり支えていこうという部分もございます。

困った時にというか、・・・あるいは迷った時にということでございますけれども、そのへんは入江さんに勉強していただくと同時に、やっぱり県の方とももちろん教育委員会もしっかりですが、このへんの勉強もしていかななくちゃいかんというふうに思いますので、そういった場合に御力になれるような形で、職員の養成等々ともできていければなというふうに今、念願するというところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号、財産の無償貸与についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続調査について（各常任委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成26年第4回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後0時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員